

本書ノ大キサ規格 A5 判

鳥取縣公報

昭和十五年六月七日

第千百三十七號

金曜日

訓令

◆鳥取縣訓令甲第十五號

昭和十五年國勢調査事務取扱手續左ノ通定ム

昭和十五年六月七日

市町村長

鳥取縣知事

副

見

喬

雄

昭和十五年國勢調査事務取扱手續

第一條 昭和十五年國勢調査ノ事務ハ昭和十五年國勢調査施行令（以下令ト稱ス）昭和十五年國勢

調査施行規則（以下規則ト稱ス）、昭和十五年國勢調査施行心得（以下心得ト稱ス）ニ定ムルモノノ外本手續ニ依リ取扱フベシ

第二條 市町村長ハ市役所、町村役場内ニ臨時國勢調査係ヲ置キ管内ニ於ケル國勢調査ノ事務ヲ處理セシムベシ臨時國勢調査係ニ係長一人係員若干人ヲ置キ所屬吏員中ヨリ市町村長之ヲ命ズベシ

市町村長前項ノ係長及係員ヲ任命シタルトキハ直ニ其ノ職氏名ヲ知事ニ報告スペシ其ノ異動ア

一

リタルトキ亦同

規則第二條ノ規定ニヨル境界ノ設定ニ關シ關係市町村長ノ協議調ハザルトキハ直ニ其ノ事由ヲ具シ圖面ヲ添ヘ關係市町村長連署ノ上之ヲ知事ニ報告スベシ

第四條 心得第十三條ノ規定ニ依ル調査區ノ設定認可申請書ハ別記第一號様式ニ依ルベシ

前項ノ認可申請書ニ添付スヘキ市町村略圖ノ調査區ニ分畫シタル區域毎ニ調査圖ノ番號ヲ明確ニ記載スベシ

第五條 市町村長ハ調査區ノ實況ニ通ジ國勢調査員（豫備員ヲ含ム）タルニ適當ナル者ヲ選定シ別記第二號様式ニ依リ昭和十五年六月三十日迄ニ之ヲ知事ニ内申スペシ

水面ノ調査其ノ他特別ノ事情ニ依リ二名以上ノ國勢調査員ヲシテ一調査區ヲ擔當セシメントスルトキハ前項内申書ニ其ノ事由ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ

第六條　規則第三條ノ告示ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ年月日ヲ知事ニ報告スベシ
第七條　心得第二十一條ノ規定ニ依リ國勢調査員ヲ招集セントスルトキハ期日前五日迄ニ之ヲ知事

ニ 報 告 ス ペ シ
八 條 心 得 第 二 十 三 條 ノ 規 定 ニ 依 リ 準 備 調 査 期 間ヲ 定 メタルトキハ 之ヲ 知 事 ニ 報 告 ス ペ シ

第九條 心得第二十七條ノ規定ニ依ル報告ハ別記第三號様式ニ依ルベシ
心得第二十八條、同第二十九條第二項ニ依ル請求ハ前項ノ報告ニ併セ之ヲ爲スコトヲ得

第十條 心得第三十八條ノ規定ニ依ル申告書括及市町村要計表、照査表綴、淨書濟申告書原書綴ノ是出期限ハ昭和十五年十月二十日迄トス

扶出其附ノ田和十五金一月二十一日送之

第十二條 心得第十二條ノ規定ニ依ル報告ハ電報又ハ電話ヲ以テ之ヲ爲スヘシ

卷之三

第十三條 市町村長ハ其ノ管内ニ於ケル國勢調査執行ノ概況ヲ昭和十五年十月三十一日迄ニ知事ニ

報告スペシ

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國勢調査區設定認可申請書

昭和年月 日
何市（何郡何町、村）長 氏

知事官記

調查區番號
區
域
世帶概數
人口概數
備
考

卷之三

1. *What is the name of your organization?*

注意 一、調査區ノ設定ニ付テハ心得第十三條ニ定ムル標準ニ依ルベシ
二、調査區番號順ニ記載スベシ

國勢調査員内申ノ件

昭和

四百五

何市（何郡何町、村）長

2

注意 一、履歷ノ概要ハ「何學校卒業」、「元町村長」、「元國勢調査員」、「現統計調査員」等ノ如ク記載スベシ
二、心得第十七條但書ノ豫備員タルベキ者ハ末尾ニ記載シ備考欄ニ其ノ旨附記スベシ
第三號様式
國勢調查申告書用紙交付枚數及殘餘枚數ノ件

三

年月

何市（何郡何町）村長既

J

知
學
記

告示

◆鳥取縣告示第四百十三號
米子財務出張所管内ニ於ケル左記ノ者縣稅檢查章交付セリ
昭和十五年六月七日

鳥取縣知事

2

副

見

8

喬

三

卷之三

交付番号
九九 昭和十五年五月二十七日

嘉慶縣公報

第千百廿七號

昭和十五年六月七日

第三編
便物認可

五

◆鳥取縣告示第四百十四號
米穀現在高調査員左ノ通囑託解囑アリタリ

昭和十五年六月七日

00390

鳥取縣知事 副見喬雄

嘱託者	解囑者	擔當調査區域	職務執行ノ場所	囑託解囑年月日
森田源太郎	隅竹次	東伯郡灘手村	東伯郡灘手村役場	昭和十五年六月三日
竹森永泰	北島基	氣高郡日置村	氣高郡日置村役場	同
安本善藏	森正道	岩美郡宇倍野村	岩美郡宇倍野村役場	同
山崎義雄	上村幸次	岩美郡浦富町	岩美郡浦富町役場	同

◆鳥取縣告示第四百十五號
米穀生産費調査員左ノ通異動アリタリ

昭和十五年六月七日

鳥取縣知事 副見喬雄

擔當調査區域	職務執行ノ場所	氏名	異動事項
氣高郡美穂村	美穂村役場	山口春信	昭和十五年五月二十日囑託
同	同	鶴原俊一	昭和十五年五月二十日解囑

◆鳥取縣告示第四百十六號
產婆名簿ノ登録並取消者左ノ如シ

昭和十五年六月七日

鳥取縣知事 副見喬雄

本籍共鳥取縣米子市錦町二丁目三六番地
住所昭和十五年五月廿八日登錄

第八十九號登錄

第十八二十號登錄

本籍共鳥取縣日野郡神奈川村大字武庫四三一番二地
住所昭和十五年五月廿八日登錄

第十八二十號登錄

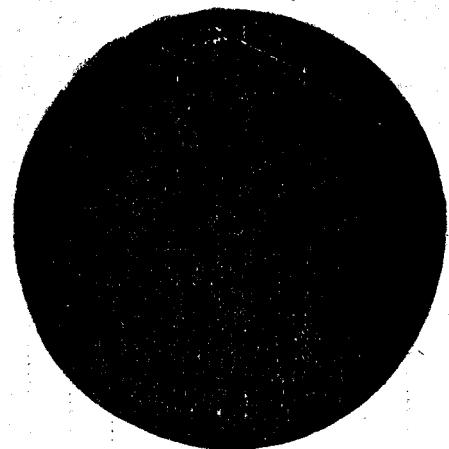
本籍共鳥取縣東伯郡高城村大字下米積五五五番地
住所昭和十五年五月十八日付東京市麻布區笄町一五番地へ轉住產婆名簿取消方出

願ニ對シ昭和十五年五月廿八日取消

伊木隆代

00393

鳥取特報事變



一致國報忠盡
持久忍忽堅

彙

報

第五十七號

◆鳥取縣告示第四百十七號
昭和十五年四月一日ヨリ左記ノ通縣立診療所ヲ開設セリ
昭和十五年六月七日

鳥取縣東伯郡山守村
鳥取縣八頭郡池田村
山守診療所
池田診療所
喬雄

鳥取縣公報 第千百卅七號 昭和十五年六月七日 (第三種郵便物認可)

00392

目

次

- 同業組合の本質的意義 (商工課) 一頁
 青年學校の本質 (一) (社會教育課) 一四頁
 戰時節米報國運動と麥食 (時局課) 一八頁
 軍人援護と國民の協力 (社會課) 二一頁
 町村吏員充實助成 (地方課) 二三頁
 滿洲建設勤労奉仕隊 (社會教育課) 二四頁
 第十六回支那事變國債 (時局課) 三〇頁
 戰時食糧報國運動協議會 (社會教育課) 三三頁
 大日本青年團中部動員大會 (時局課) 三二頁
 時の尊重利用改善運動 (時局課) 三四頁
 中等學校生徒の勤労奉仕 (學務課) 五六頁
 滿洲建設勤労奉仕隊 (社會教育課) 三八頁
 開拓團班鳥取隊本部出發 (社會教育課) 三九頁
 滿蒙開拓青少年勇軍第二次入所生募集 (社會課) 三三頁
 河川愛護強調標語募集 (土木課) 四〇頁

全保は路道・全健は人

同業組合の

本質的意義



十年ばかり前から工業組合とか商業組合といふやうな所謂協同組合的な組合が普及されて來たのであります。どうかするこの同業組合の價値を一種の同業者間獨自の相互利益的な團體であるかのやうに考へて、眞の職業團體的な本來の意義を把握してゐないやうな見解が行はれ勝であり、從つて同業組合の價値が國家經濟機構の上から稍々低いものとしか映じないやうな傾向がありますが、國民經濟の機構が計畫経済的になればなるほど、獨り同業組合と云はず總じて職業團體的な結合體の重要さは益々著しくなるのであります。何となれば、總じて同業組合のやうな職業團體的な結合體はあらゆる角度から見て、まさしく國民經濟の基礎的な機構であるからであります。このことは、同業組合

合のやうな職業團體的な結合團が現代の經濟組織の中にある意義を考へて、更にその本質を熟慮したならば容易に判明するのであります。
 1、商工業の方面にも各種の協同組合型の組合がたくさん出現しつつあるのですが、それにも拘らず苟くも各種の職業部門の經濟的な統制に關する限り、同業組合的な組織は依然として最も強力な組織であります。
 2、同業組合は職業的な結合體として、當然、營業主のみならずその雇傭する從業員を包含すべきものでありますから、職業的な給付の共通性といふ經濟生活の根本的な事實を通じて勞資間の融和を極めて自然的に實現する機關となります。
 3、政治と經濟との提携協力の必要が痛感されるに從つて、國家はその國策遂行の爲に經濟力を全體を動員するには、同業組合のやうに全業者を網羅しその利益を擁護し促進すると共に、それ等の業者全體の活動を國家の利益に合致させる責任を負ふところの組織が必要となつて來る

のであります。故に同業組合が偏狭な見地である所屬業者の特殊利益の擁護と云ふこと以上に常に所屬業者の行動を國家の目的と利益とに合致させるといふ全體主義的な態度を失はない限り、現代國家の政治的な組織は絶対に其の存在と活動とを無視することは出來ないのであります。

4、更に一國の政治的、社會的な力の安定といふ點から見ても、同業組合は、一般的には組織は大切な要素であります。何故ならば同業組合はこれ等固有の全體主義的な考へ方によつて、經濟制度や政治制度の餘り急激な變革には反対して、その漸進的な進化に賛成するものであるからです。

5、純粹經濟的には、同業組合は、一般的には業者即ち生産者、若しくは配給者と消費者とを教育することによつて經濟生活の整序を圖り、特定的には破壊的で無知な競争を排して建設的で知的な組織と協力によつて業界の福祉と能率の増進を圖り、延いて最終の消費者の持続的な

利益を促進する意味から經濟上の基本的な制度を成して居ります。即ち生産者にしても、配給者にしても、第一にしかも常に希望するところのものは、色々な競争條件の合理的な發展に必要な一般營業條件を改善することがあります。これらの目的の達成こそ同業組合の組織と事業とを必要とするところのものであります。

6、更にまた社會的な觀點からしても同業組合は重大な意義を持つて居ります。社會の進歩は一般に競争と協働と云ふ二つの力の調和的な發揮に依つて期し得られるのですが、同業組合の根本的な使命は關係營業主及び從業員の行動の經濟的といふことと共に、社會的の整序にあります。然るにこの整序といふことは、組織と規制とに依つて競争をも社會全體のために建設的に働くところの創意に轉化させて、協働とともに秩序ある進歩の原動力たらしめるにあります。かくして同業組合のやうな職業團體的な結合體は社會的な整序と協働の組織として頗

る重大な意義を有するものとなるのであります。

右のやうな意味から、同業組合は、その本質と機能即ち事業は、上述した根本的な觀點から考慮されなければなりません。殊に日本の國民經濟が既に確實に戦時計畫經濟の段階に入つてゐる今日としては、同業組合のやうな典型的な職業團體的結合體は、上記した第三の意義、即ち政治と經濟との提携協力を實現するために、全經濟力を動員する根幹的な組織としての意義に即して考慮されなければなりません。

その場合には同業組合は最早や組合員たる個々の業者の特殊利益を貫徹するための組織、換言すれば集團的利己主義に貫徹する爲の組織ではなくて、一方では關係者の利害關係を適當に目的設定の範圍のうちで對立する利害關係を平準化する事とに依つて、經濟的且つ社會的な結合體となねばならぬのであります。

世人のうちには重要物產同業組合法の第一條に規定されてゐるところの同業組合の目的——「協同一致して營業上の弊害を矯正し其の利益を増進する」——を以て消極的な意味にとる傾向もありますが、すべての制度は生きてゐるのであり、随つてその本質に従つて時代の具體的な要求とともに進化し變遷しつつあります。既に同業組合の本質がその組織形態から觀ても、その機能から觀ても上述のやうな職業團體的な結合體でなくてはならず、且つその後の發達が實際にも大體この線に沿つてゐる以上、決して同業組合法に掲げられてゐる條文を唯消極的に解釋することをやめて、少くとも同業組合の職業團體的な本質に即して解釋すべきであります。言ひ換へれば少くとも同業組合を新しい職業團體的精神から考察して、ここから本來の使命を得し、且つこれに應じてその事業を大成し行くことに努めねばならないのです。

然もかくすることに依つてのみ同業組合は己の生きる途を發見するのみならず、その眞價を發

00393

揮することが出来るのであります。



青年學校の本質(一)

青年學校は其の一部は農村青年の教養といふことから始まり、又一部は一般國民の陶冶鍛錬といふ事から始まつて來て、是が合流して來て一つの新時代の青年の教養と云ふ所に進んで來つたある経過を示して居るのであります。御承知のやうに明治二十六年頃既に始まつた實業補習學校の制度と、大正に入つて始まつた青年訓練所の制度と、此二つが相共に發達して、其のどちらの組ひ所も日本全體の青年に就て考慮せられなければならぬと云ふ所から昭和十年に至つて青年學校と云ふ一つのものに纏められるまでに至りました。

さう云ふ關係から、其の分野が新しいだけに青年の指導方法について行き方がまち／＼にな

り易いのであります。青年學校に就ては一般に云つて之を單なる教練學校とのみ理解してさう云ふ方面的の訓練のみに重點を置くやうな考へ方もあります。さう云ふ風な考へ方をしても實は相當な效果が舉がるのであります。教練の日常生活化、即ち教練を通じての青年訓練が日常の實務生活の上に具現する效果は、其の具現の仕方に依つては洵に青年指導上良好なる結果を示す譯であります。又工場關係の青年學校方面から考へると、とかく實務に必要な知識技能を與へる事のみに重點が置かれ易いのであります。併し此青年學校はさう云ふ點からもう一步出て、寧ろ一般的な青年指導、日本の青年をどう育て上げて行くかと云ふ所に重點を置いてその上で青年教育の機構としての青年學校の教育方針が立たねばならぬのであります。

青年學校は一般的學校教育に比べて色々な點で其の特徴とせられる所がありますが、先づ青年學校令の第一條に「男女青年に對し」と云ふ言葉があります。此の男女青年と云ふ言葉の内

00399

容について考へますと、現在小學校を出て中等教育を受ける者は一割五六分の程度であつて、残りの八割何分は中等學校に入つて行かない。さう云ふ者は全部青年學校の對象に入つて来るわけであります。是等の者の大部分は高等小學校に行くのでありますが、中にはそれにも行けないものもあるのであります。現在國民學校制度が色々考慮せられまして、恐らく昭和二十年度には八ヶ年の義務教育制が完成すると豫定されて居るのであります。その曉には兎に角八ヶ年の基礎教育を受けて、其の上に此の青年學校の現在の本科の教育が乗ることになります。かうして全体の日本國民は、男子は徵兵検査を受けるまでの間を何等かの形で教育を受けつゝあるといふことになるのであります。

今までの青年學校は相當な程度の發達をして居るにも拘らず、男子のみについて云つても約三百萬の青年に對して全國としては自五六十萬程度で、約半數程度しか青年學校の教育を受けれてゐない。それに中等學校の教育を入れても勿

論半數より幾らも出でてゐない。それが今度昭和二十年度に國民學校が完成し、更に青年學校の義務制が完成してその上に兵役の先づ二ヶ年の義務が乗ると、滿六歳にして小學校に入つて以後國民學校、青年學校或は中學校、そして兵役に至るまでの青年の教育が國家管理の下に置かれる譯であります。

斯う云ふ事態は一体何を物語るものでありますか。今まで人間に高い又厚い教育を施すことが理想であつた。そして今まで一般に基礎教育としての尋常小學校教育だけは公平に行つてゐたのですが、それから上は本人が希望し環境が許す限り教育を受けさせれる。さうして皆が高い教育を受けられるやうに環境をよくしてやり、さう云ふ志望をつけてやることが教育上の理想であると考へられてゐたのであります。即ち全國民を、出來れば相當な程度の教育を受ける所まで持つて行かうと云ふことが考へられてゐたのであります。成程一般として考へるこの教育といふものはさう云ふものかも知れま

せん。

併し教育をもう少し實際的に見て行くと、少くとも高等小學校を出た程度の年齢のものは現に具体的な國民生活をする青年となつて行くのであります。詰り是等の十四歳乃至二十歳程度の青年の教育をする場合に、是等のものが全部現實の國家生活から離れてしまつて宜いといふことは考へられない。さう云ふことは現實の問題として不可能なのであります。そこに青年學校と云ふやうな一面に於て實務に從事し、一面に於て教育を受けると云ふ特殊な學校が考へられるわけであり、且つ是は現實の國民教養としては必須のものであると云ふ風に考へられなければならぬのであります。

青年學校の制度に於ては最低二百十時、本科三年以上については百八十時と云ふやうに一年の教授時間が限定されて居るのであります。斯ふ云ふ風に時間が限定されて居ると云ふ事は從來の考へ方からすれば教育の時間の短い爲に充分な教育訓練が出來ないと云ふ風に一應理

解されるわけでありまして、詰り教育は書問通年のものでなければ充分な指導は出來ないと考へられ勝なのであります。しかしこの青年學校の教育はさう云ふ意味なものではなくて、謂はば教育を行ふ爲に世間から隔絶して、或る圍ひの中で教育をすると云ふ在來の考へ方の、其の圍ひがない譯であります。

僅かな二百十時だけを考へた場合には、成程充分な教育的效果は考へられないかも知れないのであります。青年が現在實務に從事していることは、教育的に見ても一つの利用し得べき環境であります。從來模型を以て教へて来たことを實際を以て教へることが出来る。教場の中の一つの教育的內容が其の生徒の實際的行動と結び付いて教育的な價値を生ずる。のみならず生徒自身の教場以外に於ける實務訓練が教場内の教育に反映して来る。かうして實務と學校教育との圍ひが除かれると云ふことが青年學校の大切な特徴とも考へられます。寧ろ斯ふ教育に於てこそ、初めて實際的な國民の養成と云ふこ

00401

00403

とが考へられるのではないかとさへ考へられるのであります。

それで此の青年學校を出た後その生徒がどう姿の國民になるかと云ふことを考へて見ると、從來の教育では學校を卒業すると一個の知識人技能人になることが想像されてゐたのであります。青年學校で想像する所はさう云ふことはなくして一個の國民としての資格をどう云ふ風に具へて居るかと云ふことなのであります。農村で考へるならば其の農村生活の中堅層となる青年、工場であるならば其の中堅層となる職工と云ふことが頭に描かれて教育されるわけであります。

從來の學校教育の方では餘り知識人の養成と云ふことに力點が入り過ぎてゐて、それに對してもつと德性が重んじられなければならない、体位の向上を圖らなければならぬと論せられて來たわけであります。青年學校の教育は知識を云々する教育ではない。青年學校は一般的の德性、一般的の体位と云ふやうなことも併せ考

へて、さうして職場に於て中堅となつて働く青年を養成するものであります。

從來國と國との關係に於ては兵力を以て對抗し、兵力を以て勝ち得ると云ふこと、精兵を以て短期間に相手方の兵力を壓倒しますれば、それで昔の戦は勝つたわけであります。しかし今日の戦は相手の兵力を壓倒し去つただけでは勝てないのであります。直接兵力の外に思想・經濟力等が基本となつて來ることは申すまでもありません。要するに單純な兵力、單純な經濟力或は思想力だけでは國家の對立に於て勝つことは出來ないのであります。國家の總力が或る一つの目標に集中せられ發揮せられて初めて國際間の競争に勝てる譯であります。教育の上に於きましても從來は智力、体力、德性と云ふ三つが對立して考へられてゐたのですが、それが一つ一つばらばらになつてしまつたならば教育は成立つて行かない。どの一つに重點が置かれ過ぎても人間は片輪になる。國民の資格を向上し、國家の總力を強めると云ふ見地から斯

う云ことは許されないのであります。

(未完)

00402

戰時節米報國運動麥食



聖戰も既に第四年に入つて、皇軍の威武は益々揚り、今や支那に汪氏政權も樹立せられて支那事變は既に第二階程に入りました。然しこの汪政權を立派に完成せしめて東亞新建設の眞の協力者たらしめる爲には、我國とし

てこれから武力的に又經濟的に絶大なる援助を要することは申すまでもありません。しかして我國がこの經濟的援助をせねばならぬと云ふことを意味して居ります。この重大な經濟的緊縮の責務の一環として日下我國の大運動となつてゐるのは戰時節米報國運動であります。我國の米穀問題につきましては、昨年中國四國九州及び朝鮮を襲つた大旱魃に於て、旱害地では甚しい被害を受けたのであります。其他の地方が豊作であつた爲、全國としては大体半年作以上の収入を得ることが出来たことは、まさに喜ばしいことであります。しかし朝鮮に於ては遂に約一千萬石の減收となつたのであります。

そもそも我國に於ける米の需給をしましては、從來内地臺灣で産出する米の外に毎年朝鮮から約一千萬石の移入をして賄つてゐたのであります。しかし朝鮮の減收によつて當然一千萬

00403

石の米の不足を生じて來ることとなるわけあります。

我國はこの不足を補充する爲に臺灣移入米の増加及び外米の輸入と國內の節米によつて居るわけであります。既に本年に入つて外米五百萬石の輸入の爲には今一石三十圓と見ても五百萬石の爲には一億五千萬圓の金を外國に支拂はねばならぬのであります。しかしこの外米の輸入の爲には、如何に國家の爲に遺憾なことであるかは申すまでもないことがあります。

臺灣に於ては内地に米を送つて内地の米の不足を補填する爲に非常な節米を實行してゐるのでありまして、現に先般地方長官會議の際副見知事が、其友人の臺灣新竹州知事から聞かれた處によりますと、知事官舍に於ても毎日の常食に於て朝はいも粥、晝は麵類による代用食、晩食に至つて始めて米食を探るがそれも二期作の不味なものを食して居るといふことであります。このことから考へましても臺灣に於て日常

如何に消費米を節約して内地の米穀不足補填の爲に努力して居るかが思はれるわけであります。本縣では昨年の大旱魃に於きまして被害地は實に收穫皆無の場所もあつたのであります。旱害を免れた地方が豊作であつた爲約半年作を得たのであります。しかし國內の米の不足してゐる地方にこれを供給します爲に、これまでに既に十四五萬石の供出を終つてゐるのでありますから、今残つてゐる分は大体今後の縣内食糧必要量、端境期までの消費量と考へなければなりません。

しかし今や國內の米の不足は前に記したやうな状態であるがために、近くに大消費地たる大きな都會を控へて居る本縣としては、今後米穀の需給状況の實際的事情によつては、何時國家の爲にもつとこれを供出して急を救はねばならぬことになるかわかりませんので、縣民は極力その食用米を節約して國家の急に備へねばならぬのであります。國家の總力を擧げて一體となつて國難に當つて居る時、縣としても自分の縣

00404

だけの利益ばかりを圖つて他府縣の窮乏を放任して置くことは出来ないのです。これが爲には縣民はもつと一節米の實行に拍車をかけて、國家の爲に米穀の餘剰を生み出すことに努めねばならぬのであります。

米穀節約の方法については既に國法を以て七分搗米が強制され、酒の釀造高も半減され、且つ種々の代用食も實行せられてゐるのですが、本縣では去る五月二十五日から米穀小賣商を通じて七分搗米一斗に對し麥二升を混ぜして賣る事になりまして、縣民の麥二割混食を行ふこととなり、驛辨當等も既に實施して居りますが、これも全く右の趣旨によつて國家の戰時節米報國運動に協力しようとする一方策なのであります。これが爲にはこれに要する麥の縣外よりの移入等も行つて、その供給の確保を圖られて居りますからその方面の心配はいらぬと思ひます。

麥の常食混入については既に農村方面に於ては昔から實行せられて居るところであり、其の戦時節米報國運動に協力しようとする一方策なのであります。これが爲にはこれに要する麥の縣外よりの移入等も行つて、その供給の確保を圖られて居りますからその方面の心配はいらぬと思ひます。

素すな統制

抑へよ物價



00405

軍人援護と國民の協力

支那事變發生以來國を擧げて聖戰目的遂行の爲に國家總力戰の態勢を強化し、國民精神總動員の一環として全國津々浦々に至る迄銃後の後援が力強く叫ばれて參りました。殊に今や新なる東洋を生み出さんが爲戰爭と建設とが相伴つて遂行せねばならないと云ふ長財戰に於きましては、愈々銃後の護りを固くし第一線の將兵をして眞に後顧の憂無からしむることを期せねばならぬと信ずるのであります。

軍人援後のことにつきましても、申すまでもなく政府に於きましても、亦府縣や市町村等に於きましても、日露戰役當時とは比較にならない程の多額の經費を使ひ、又色々と援護の仕事を致して居るのであります。又政府や公共團體

營養方面的效果も周知の事實であつて、國民保健の上から云ひましても此の麥混食實行は非常に有意義の事でありますから、從來實行せられてゐない方面的徹底的な實行を望む次第であります。味の如きも水加減や炊き方等にもよりますが、慣れるごとに美食以上に美味であることは常用者の皆知るところであります。又よしんば少々味覺に不充分な點があるとしましても、非常時下に於ける節米報國として縣民の自發的勵行を希望してやまないのであります。

の別動隊としては、恩賜軍人援護會であるとか或は銃後奉公會であるとか、各種の援護團體が活動しまして其の足らざる所をこれ恐れるごふ状況であります。然しながら銃後の後援は政府や團體に委して置いたのでは決して有終の美を納め得られないであります。

國民の銘々が銃後一役を受持つて、出征軍人の家族を、戰死軍人の遺族を又戰傷病の勇士を温い心で援護し激励してこそ軍人援護の舉國一致の態勢が出來上り、國民の熱誠が第一線の將兵の上に迫る事が出來ると思ふのであります。即ち銃後の後援は物より心が大切であります。政府が何十萬圓の經費を使ふことよりも亦何の保護の施設を設けることよりも、國民の人々が銃後の後援を崇高なる貢務と感する道義心が根本であると信じます。私共は銃後後援を我々の新なる國民道德として樹立せねばならぬと確信するものであります。

然らば其の目標は何でありますか。出征軍

00406

人の家族が立派に留守を守り通せるやうに、戦歿軍人の家族の方々が英靈の志を継いで益々家門の譽を顯はすことが出来ますやうに、又傷痍軍人の諸士が再び社會に立つて御奉公が出来ますやうにと深い感謝の氣持を表はすことあります協力支援することあります。我々のふだんの生活の上に感謝の氣持を表はすことあります

ク遺族に家族に傷兵に

光を力をまごころを表現して居ると思ひます。銃後の國民の真心を以て傷痍軍人や軍人の遺家族の前途に輝かしき光明を與へ、能ふ限りの御力添をしようではないか。之が銃後後援の目的であります。

現地に戦つてゐる將兵の最も望んで居りますことは、留守宅をしつかり護つてくれ、遺族の家が立派に築えるやうに援護して戴きたい。戰友の傷病兵が無事に二度の御奉公が出来るやうにしつかりやつて貰ひたいと云ふことあります。我々は戦友を思ひ又戰友の家族を思ふ第一

線將兵の心情をくみとり、どんな小さいことでもよい我々の日常生活の上に銃後を護る氣持を表はしたいものと思ひます。又慰問袋も演藝慰問も有難いが、最も有難いことは全國民が第一線で戦つてゐる兵隊のことを常に思つてくれる一億同胞の目と心がいつでも大陸に向いてゐることだと云ふことを聞かされます。戦争が何年續かうが、銃後の生活にどんな困難が來ようがこのことがどんなにか戦地の將兵の後援になるか分らぬと思ひます。

日露戰爭の時ロシャの總司令官であつたクロバトキン將軍の回想錄に、「全ロシャの國民は戰爭の目的を理解しなかつた。従つて幾名の將兵が戰線に戰つて居る時に國民は至極冷淡な態度をとり、何等の後援をしなかつた。之で日本に勝てる道場はない」と申して居ります。

ゆるぎなき銃後を築き上げ、第一線將兵に國民の熱誠を送り、前線銃後がしつかりと精神的に結び合ふやう、國民精神を總動員しようではありますか。

畏くも昭和十三年十月三日 天皇陛下より軍人援護に關する御勅語を賜つたのであります。其の中に

「朕カ忠實ナル臣民銃後ニ在リテ相率キ公ニ

奉シ出征將士ヲシテ後顧ノ憂ナカラシム朕深

ク之ヲ嘉尚ス」

と仰せられて居ります。誠に畏れ多い次第であります。國民の銃後後援を深く御嘉め遊ばされたのであります。私共は御勅語を拜し唯々恐懼致しますと共に、銃後後援と云ふことは銃後國民の公に奉する所以の途であると云ふことを、深く思はねばならぬのでござります。聖德太子は十七條憲法に於て「私に背きて公に向ふは是れ臣之道なり」と教へられて居ります。國民各自が私を捨てゝ公に奉ること之が重大時局突破の原動力であり、又銃後後援の推進力であると確信致します。

切に各位の御協力を御願ひする次第であります

× × ×



町 村 吏 員

充 實 助 成

町村吏員の充實助成に就ては昭和十四年度に於て其の方途を講せられ、本縣に對しては昨年七月から本年二月に至る九ヶ月分として三萬五千六百七十八圓の交付があつて、これによつて縣下各町村に亘つて助成したのであつたが、其の後役場事務は愈々繁劇多端を加へる實情に鑑み、本年度に於ては一層この施設を擴充することになつて、今回内務省から七萬四千九百十二圓の助成を得ることになつたので、縣では次の通り町村に配當して吏員の充實を行ひ、職責の完遂事務の圓滑を圖ることとなつた。

一般助成

全町村に一名宛助成する。

一 廉召助成

乃至二名宛を助成する。



00408

滿洲建設勤労奉仕隊

(一)

「興亞勤労報國隊」は昨年度參加人員一〇三九六名、このうち本縣よりの派遣數隊員一一九名幹部一四名、計一一三名といふ實績を挙げたのであつたが、本年度に於ては飼料及び食糧の線に沿ひ、大々的に實施されることとなり、「滿洲建設勤労奉仕隊」と名稱を定めて日滿兩國を通じ關係各官廳と密接に連絡して遂行されたことになつた。

右の滿洲建設勤労奉仕隊は、その前身たる昨年度の興亞勤労報國隊の主旨の如く、滿洲開拓政策の促進に協力し且つ大陸認識の徹底を圖ら

んどするものであるが、本年度計畫に於ては特に滿洲特設農場計畫が加へられて居り、之が食糧及び飼料の増産に千鈞の重みを加へしめて居るのである。その「滿洲特設農場」とは何か。

本文に於ては其の全貌を明にすると共に昭和十五年度に於ける「滿洲建設勤労奉仕隊」運動の輪廓を説明することとする。

(二)

滿洲建設勤労奉仕隊は、昨年度に於ては一般青年隊と學生隊とに分つて甲種乙種としたのであるが、本年度はこれを長期短期の二種に分ち長期隊に更に分つて特設農場班と開拓國境奉仕班とする。

特設農場班といふのは概ね播種期より六ヶ月間の勤労に當るのであるが、其幹員はその全期間を通じて現地即ち後に述べる特設農場に於て勤労し、隊員一般は三ヶ月交代とする。開拓國境奉仕班は七月から九月まで約三ヶ月間、主として北邊道振興の關係地方の集團開拓地に於て勤労奉仕するのである。而してこれ等長期隊は

日本農村青壯年を主流として編成され、食糧及び飼料の生産、開拓諸建設、國境建設等に勤労奉仕するものである。

短期隊は日滿兩國の青年、就中特技を有するものを主流として編成され、奉仕期間は夏期の一ヶ月乃至一ヶ月半で、國境建設、軍事、醫療獸醫、土木、農事指導、畜產指導等の技術的特殊作業に勤労奉仕するもので、本年度は日本の理、工、醫科系統の學生生徒を充てることになつてゐる。

猶、其の他に特殊作業に女子青年團の參加が昨年度から考慮されてゐたが、本年度から一〇〇名程度ではあるがこの實現を見ることとなつた。

右奉仕隊の本年度參加人員豫定數は、長期隊六二〇〇名（特設農場班二二〇〇名、開拓國境建設班三〇〇〇名）短期隊一〇〇〇名である。

これに指導員五六一名を加へ、計七七六一名でこれを主流として加ふるに滿洲現地隊六〇〇〇〇名（滿洲側學生生徒三〇〇〇名、協和青年團其

00409

の他を以てし、猶且つ日本側學生五〇〇名、朝鮮側奉仕隊約一三〇〇名の參加があり、總計一四、三九一名となり、昨年度の興亞勤労報國隊一〇二九六名に比し、四千名の増加を見る次第である。

右奉仕隊の編成は概ね府縣單位に中隊を編成し、一中隊の人員二〇〇名、これを四個小隊に分つ。而して特設農場班は一農場に一個中隊を一般は一開拓團に一個小隊を配分するやう豫定されてゐる。

即ち現地班其の他の除いて勤労奉仕隊の區分を表示すれば、

イ 特設農場班
三、二〇〇名（全部長期隊）

ロ 一般開拓地並に國境建設

四、〇〇〇名（長期隊三、〇〇〇名、知期隊一、〇〇〇名）

右の奉仕期間は次の如くなる。

00419

長期隊第一回 六月 渡滿 期間三ヶ月
長期隊第二回 八月 離滿 期間三ヶ月
短期隊 十月中旬 渡滿 期間三ヶ月
八月中旬 渡滿 期間一ヶ月
八月中下旬 離滿 期間一ヶ月

口 開拓地並に國境建設

長期隊 十月中旬 渡滿 期間三ヶ月
短期隊 七月 中旬 離滿 期間一ヶ月
八月中下旬 渡滿 期間一ヶ月
八月中下旬 離滿 期間一ヶ月

隊の幹部には、勤労奉仕隊の種類に應じ、青年團幹部、在郷軍人會幹部、農會其の他農業團體幹部學校教職員、協和會教職員等を充て、一個小隊に三名の割合で配属する。

猶、隊員は出發前に嚴重なる身體検査及び豫防注射などを行ふのであるが、發病者ある場合は主として醫療特務隊が當り、猶現地軍、滿洲國、滿赤、滿鐵等の醫療機關の援助も受ける。また警備に就ては軍及び警察が當るが、必要あれば隊員に若干の銃器、彈藥を貸與し安全を期する。

勤労奉仕を終了した奉仕隊は現地に定着を希

00411

場である。謂はゞ特設農場は開拓民の先遣隊的役割を果すと共に、他面農產物の生産増加に資することとなるのである。

特設農場は一農場總面積三千陌としてこれを經營單位とする。作付面積千陌、別に五百陌の休閑地を設け奉仕隊の勞力と機械力を組合せた大農經營法に依る。作物は小麥、燕麥、包米、大豆等とし、主穀輪栽式農法に依り適宜休閑を行ひ、且つ綠肥及び濕地その他に生ずる野草の利用に依り地力の維持増進を圖るもので、奉仕隊宿營設備二百五十人分を有する。一農場創設費二十八萬餘圓、經營費十萬餘圓を以て滿洲拓植公社に於て設備經營し、其の常時經營に當る。今年は左記の如く五箇所八農場が設置される。

濱江省肇東縣宋站附近 農場單位 二
同 安達縣薩爾圖站附近 同 二
北安省 通北縣 白家站 同 二
同 嫩江縣 鶴山附近 同 二

望する者を除き、編隊のまゝ歸還せしめ、編隊地に於て解散する。且大陸認識を徹底せしめる目的に副はしめるため歸途に於て見學等も行ふ豫定である。

(三)

滿洲建設勤労奉仕隊の行ふ作業は、生產奉仕作業、建設奉仕作業、特務奉仕作業、勤労奉仕作業に五大別される。

生產奉仕作業は、専ら特設作業農場に於ける食糧及び飼料の生産に勤労奉仕するのであって將來長期勤労奉仕隊の主たる作業たるべく目されてゐるものである。今爰に特設農場の全貌を説明しておく。

特設農場奉仕隊の主目標たる開拓政策の促進寄與と、食糧飼料の増産目的との兩者の要求を同時に充足すべく計畫されたもので、特設農場の設置箇處は將來の集團集合開拓民移住豫定地（未墾地）であつて、此處に機械力と勤労奉仕隊の労力をを利用して開墾をなし、後續開拓民の入植を容易ならしめる素地を作るのが特設農

東安省 寶清縣 寶清附近 同

一

猶、右のうち寶清農場は米作を生とすることとなつてゐるから、經營も他と趣を異にする而して右八個の特設農場に對し、特設農場班三二〇〇名（一農場に一中隊二〇〇名）が勤労奉仕することとなるのである。而して各中隊毎に隊長一名、隊付二名の幹部及び醫師一名、助手二名が附せられる。

特設農場の規模は右の如くであるが、それ等農場に於て生産せられたる生産物の處理はどうするかといふに、生産飼料七千五百噸（一百斤袋として十二萬袋）は悉く内地農村に提供されるのである。即ち、一般に滿洲國內に於て生産される農產物を内地に輸送するに際しては物動計畫に依る羈絆を脱することを得ず、種々なる制限が存するわけであるが、特設農場に於て生産された飼料は物動計畫外數量として、滿洲糧穀株式會社より飼料配給株式會社を通じ、臨時配台業組合を經由して配給されるのである。即ち奉

00412

仕隊員は自村の飼料栽培農場を滿洲に持つと同じ結果となるのである。右の特別配給飼料は一人當一噸半(百斤袋二十五袋)で、之が配給を受けた出動農村に於ては個人の利用とせず、附近廣く利用するやうに注意する。其理由は奉仕隊員の栽培した生産物ではあつても、隊員出動後の生产力維持に支障なきやう部落全村の協力勤勞仕奉仕に努めた其の賜物であるからである。

其の配給價格についても、百斤約二圓三十錢安とならう。猶一般開拓團奉仕隊員には希望に依り配給される。

特設農場班の編成は既に大體完了してゐるが本縣關係としては三重、滋賀、京都、兵庫、大阪を前期とし、奈良、和歌山、島根及び本縣を後期として各府縣一團五〇名宛、前後各二〇〇名宛が安達縣薩爾站の農場に派遣されることに割當てられてゐる。

(四)

以上で滿洲建設勤労奉仕隊の奉仕する五大作業中、第一の生産奉仕作業の内容即ち特設農場

に就て詳明したから、次に開拓奉仕作業以下四種の作業に就て簡単に説明する。

開拓奉仕作業は、既存開拓地に於ける開拓民の農耕、特に除草及び開墾作業並びに開拓諸建設に奉仕するもので、昨年度の報國隊運動に於て實踐せられたところと同様である。

猶、母村から分村の開拓應援に行くといふことが、母村で分村とが永久に親密な付合ひを續けて行くために理想的な方法であるが、これに就ては滿洲建設勤労奉仕隊開拓應援作業班の實施が立案されてゐる。

この開拓應援作業班の大體の性質を述べてならば、これは一般の奉仕隊の如く政府が公募するのではなく、開拓團と作業班當事者間の自主的取極めによる私的勤労奉仕隊である。從つて輔導、施設、經費の負擔其の他も、政府に於ては作業班員又は開拓團に對し定額の補助金を出す程度である。

即ち内地側の母村から滿洲の分村に對し、手傳ひと行く補助を政府がしようといふ案で、數

00413

名又は數十名が一團となり、適當な引率者があり、開拓團との間に充分な詰合ひがあり、大體二ヶ月以上現地に滞在勤労奉仕しようといふ計畫に對し、百圓内外の補助をすることにならう。

特務奉仕作業は、それく技術部門に依り教育、軍事、農事指導、醫療、保健指導、獸疫豫防、採鑄、測量、建築、家事等に奉仕するもので、昨年度は醫療、獸疫、採鑄、測量等に學生徒が奉仕して多大の效果があつた。此の實績に鑑みて本年度は一層多數の隊員を送り、積極的に實施されるものである。

勤労奉仕作業は、原則的には奉仕全期間を通じて同一作業に從事することになつてゐるが、地方の實情其の他を考慮して數種の作業に奉仕することもある。

建設奉仕作業班は、國境地帶に於ける諸般の建設作業、例へば飛行場整備、國防道路の建設作業等に勤労奉仕するものである。

滿洲建國勤労奉仕隊の概況及び特設農場の内

容に就ては、右に述べた處によつて大體明かになつたことゝ思ふが、該運動の運営に當つては眞に日滿兩國が一丸となり、關係各官廳は密接に連絡される必要がある。即ち日本側に於ては對滿事務局に臨時奉仕隊本部を設け、文部、拓務、農林各省に於ける關係事務の統一保持を行ふことゝなつた。而して文部省は宣傳、募集、編成隊員の内原訓練所への集合及び一般庶務に當り内原訓練所に於ける豫備訓練の委託は文部拓務兩省に於て、輸送及び滿洲國との連絡は拓務省、歸還後の指導は文部省、食糧飼料の處置は農林省に於て行ふのである。

滿洲側に於ては、指導監督機關として開拓總局内に新に勤労奉仕科を設ける。實踐部面に當る實踐本部は政府、協和會、滿拓、滿鐵、糧穀會社、土地會社等關係機關の綜合を作になる機關である。

本運動に要する費用は、日本政府九十七萬七千圓(文部、農林、拓務三省に分擔)、滿洲國政府は約二百萬圓を負擔するのである。

00414

滿洲建設勤労奉仕隊は、滿洲の建設に協力すると共に日本内地の建設をするものであつて、獨り文部、農林、拓務三省のみならず、陸軍、遞信、鐵道、對滿事務局等が總協力して實施するもので、隊員及び所要物資の輸送の如きも日本官民各機關を總動員して軍事輸送に準じて之を行ふもので、此の一事を以ても意氣込みの如何なるものかと判るであらう。

× × ×



第十六回 支那事變債

△巨大な戰費と國債

この春の第七十五回帝國議會で協賛を経た臨時軍事費追加額は四十四億六千萬圓であります。

この數字が如何に大きなものであるかは次に記す過去の戰費と比較して見れば明かであります。

日清戰役	二億四十七萬五千圓
歐洲戰爭	八億八千百六十六萬一千圓
滿洲事變	十九億二千百二十五萬圓

しかも今春の議會の協賛を経たこの四十四億六千萬圓といふ臨時軍事費追加豫算は、同會計の第三次の追加豫算で、臨時軍事費の豫算現額はこれで百六十四億五千五百七萬七千圓となるのであります。

この莫大な戰費は増稅やその他でも賄はれますが、大部分は實に國民の貯蓄に依つて賄はれるのであります。今年度の國民貯蓄目標額を百二十億圓と決定せられ、これに伴ふ本縣貯蓄を四千萬圓と定められてゐるのも全くこの巨大な戰費を賄ふ爲のものであります。この頃やかましく云はれる七分搗米麥混用や酒の造石制限等に依る節米も、着物や履物の不自由のがまん

00415

事變國債の購入が大切であると思ひます。
△第十六回事變國債賣出

この支那事變國債の第十六回目が来る六月十七日から同月二十八日まで郵便局で賣出されます。これはこれまでと同じやうに「利札附國庫債券」と「割引國庫債券」とがあります。利札附國庫債券は

賣出価段 二十五圓券一二十四圓五十錢

五十圓券一四十九圓

百圓券一九十八圓

年三分六厘八毛

利拂期日 三月一日、九月一日の二回

償還期限 昭和三十二年九月一日

元利金支拂場所

全國郵便局、日本銀行本支店及代理店

も、其の他一切の經濟統制は皆この軍費を立派に賄つて重大な難局を突破する爲の、銑後國民の奉公の道なっています。そして支那事變國債は、皆さんがこれ等のつらい經濟統制に自發的に協力して貯蓄せられたお金を政府に融通して、この巨額の戰費の支辨に使つていた最も適當な方法なのであります。

貯蓄債券やこんど出來た報國債券には皆さんのが楽しみの爲に十萬本中に何本かの抽籤による割増金がついて居ります。これを利用して皆さんが割増金の抽籤をたのしみながら債券をお持ちになることはもとより結構なことであります。して、これに依つて立派に貯蓄報國の努めが果せるのであります。この支那事變國債の方にはこんな割増金はついてゐませんけれども、それはこんな割増金はついてゐませんけれども、それの代り利廻りはすつとよくなつて居るのでありますし、それに吾々國民としてはかやうな營利的な考へ以外に、進んでお國の爲に軍費を政府に御用立てるといふ奉公の精神を基としたこの

割引國庫債券は
十圓券一七圓
二十圓券一十四圓

償還期日 昭和二十五年八月三日
償還金支拂場所

全國郵便局、日本銀行本支店及代理店

(この割引國庫債券には枕金はかりません)
であります。只今は「紀元二千六百年記念マントク」のついた國債を賣出中ですから、この機會に意義深い二千六百年記念貯金としてこの國債の買入を希望します。

右の國庫債券はもとより償還期限まで各自で持つてゐて、其間政府に軍費を用立てるのが本體ではありますか、併し人間には色々都合もある事であります。一旦は國債を買入れても中途でどんな事情で現金の必要な事が生ずるかもわからませんので、郵便局では何時でも申出でに依つてこれを買上ける事になつてゐますから實際上少しも不便はありませんし、又この國債を郵便貯金の通帳と一しょに郵便局に出しますと、安全に預つて利子も貯金通帳に記入しますからいち／＼利子を受取りに行く手數も省けるわけです。尚日本銀行の本支店又は代理店では登録公債の制度に依つて安全に預つてくれます



戰時食糧報國運動協議會

戰時食糧の充實確保は國家總力戰態勢整備上最も必要な所であつて、米穀需給の調整を期するは銃後國民刻下喫緊の要務である。

此處に於て強力なる戰時食糧報國運動を實施して時局及び米穀事情の認識と戰時經濟道德の昂揚に努め、舉國節米、供米、增產の實踐に當り以て銃後食糧報國的重大責務を果すため鳥取縣國民精神總動員本部農業報國聯盟では、五月三十一日午前十時三十分から午後四時半まで鳥取圖書館講堂に於て中央より推進班たる精動本部農業報國聯盟、内務省、内閣情報部、農林省本縣から關係官吏、市長、縣、郡町村長會長、縣會正副議長、縣、郡農會長、產業組合聯合會長及び同各部會長、產業報國會、在郷軍人會、警防團、青年團、愛國婦人會、國防婦人會、女

子青年團、壯年團代表者、其の他多數出席して縣に於ける戰時食糧報國運動推進方法に付て協議會を開催した。

尚右協議會に於て左の如き決議を行つて大いに戰時食糧報國運動に邁進することとなつた。

決議

戰時食糧の充實確保は國家總力戰態勢整備上根幹となる所にして米穀需給の調整を助す

るは銃後國民刻下喫緊の要務たるに鑑み、我等は時局及現下米穀事情の認識を深め戰時經濟道德の昂揚に努め以て銃後食糧報國の重大責務を果さん爲左記事項の必行を期す

記

戰時食糧報國運動の趣旨に則り舉縣一致節米、供米並増産の實行に邁進すること

支那事變既に四年、聖戰目的完遂の決意愈々固くするを要する秋、紀元二千六百年の盛時に際會し、加ふるに大日本青年團では畏くも令旨奉戴廿周年を迎へたのである。

此の千載一遇の佳き年を奉祝し、併せて我國青年團の劃期的なる飛躍を完成せん爲大日本青年團、紀元二千六百年奉祝會、奈良縣、關係地方青年團（十七團）主催内閣紀元二千六百年祝典事務局、文部、内務、陸軍、海軍、拓務、厚生、鐵道各省、國民精神總動員本部、關係府縣（十七府縣）後援で大日本青年團中部動員大會

00417

00416

00413

を六月十九日奈良縣橿原宮で開催し、嚴肅なる諸行事を通じて雄渾なる肇國精神を昂揚し、大陸發展の氣魄を旺盛ならしめ、興亞青年道に邁進せんことを誓ふと共に、戰時下に於ける青年團體制に新らしき秩序を與へ、眞に國家の負擔に堪へ得る全國一體の青年組織の確立を期することとなつた。

参加範圍は愛知、岐阜、滋賀、三重、和歌山、京都、大阪、兵庫、岡山、廣島、山口、鳥取、島根、徳島、香川、愛媛、高知の十七府縣で總員は一萬百五十二名の豫定であり、此の中本縣では単位青年團より各一名宛の百九十二名が參加することになつてゐる。

尚ほ本大會の行事は次の通りである。

日九 起	5時 6時 7時 8時 9時 10時 11時 12時 1時 2時 3時 4時 5時 6時 7時 8時 9時 10時
日十 輸送完了	-
到着部隊毎に橿原神宮參拜	-
分列豫行演習	-
朝の食	宿舎配
祭願式宣誓	隊長
朝の大會	打合
晝食	3時
分列	4時 5時 6時 7時 8時 9時 10時
競技發表	11時
大會指示注意	夕食
閉會式	青年の夕食
競技散輸	夜の行事
大會閉會	就寝
競技發表	12時
競技發表	13時
競技發表	14時
競技發表	15時
競技發表	16時
競技發表	17時
競技發表	18時
競技發表	19時
競技發表	20時
競技發表	21時
競技發表	22時
競技發表	23時
競技發表	24時
競技發表	25時
競技發表	26時
競技發表	27時
競技發表	28時
競技發表	29時
競技發表	30時
競技發表	31時
競技發表	32時
競技發表	33時
競技發表	34時
競技發表	35時
競技發表	36時
競技發表	37時
競技發表	38時
競技發表	39時
競技發表	40時
競技發表	41時
競技發表	42時
競技發表	43時
競技發表	44時
競技發表	45時
競技發表	46時
競技發表	47時
競技發表	48時
競技發表	49時
競技發表	50時
競技發表	51時
競技發表	52時
競技發表	53時
競技發表	54時
競技發表	55時
競技發表	56時
競技發表	57時
競技發表	58時
競技發表	59時
競技發表	60時
競技發表	61時
競技發表	62時
競技發表	63時
競技發表	64時
競技發表	65時
競技發表	66時
競技發表	67時
競技發表	68時
競技發表	69時
競技發表	70時
競技發表	71時
競技發表	72時
競技發表	73時
競技發表	74時
競技發表	75時
競技發表	76時
競技發表	77時
競技發表	78時
競技發表	79時
競技發表	80時
競技發表	81時
競技發表	82時
競技發表	83時
競技發表	84時
競技發表	85時
競技發表	86時
競技發表	87時
競技發表	88時
競技發表	89時
競技發表	90時
競技發表	91時
競技發表	92時
競技發表	93時
競技發表	94時
競技發表	95時
競技發表	96時
競技發表	97時
競技發表	98時
競技發表	99時
競技發表	100時



時の尊重利用改善運動

緊迫せる國際情勢の下に於て今後の事態に備

へ、東亞新秩序の建設に邁進せんが爲には國力の增强を圖るの必要がある。而して近時都市及び農村を通じて勞力不足の折柄各種會合は著しく増加したにも拘らず、舊來の陋習は今尚ほ一掃されるに至らず、時の浪費の甚しきものゝあらは洵に遺憾とするところである。

依つて縣では時を尊重し、定時を勵行し、之

が利用改善に一段と意を注ぎ、以て國策貫徹の一助たらしめるがため、次の要項に依つて来る六月十日の時の記念日を期し、時の尊重利用改善運動を行ふこととなつた。

一 改善事項

時局と共に國民生活は頗る繁忙となつて來たので、時に關する過去の不徹底なる觀念を一新し、左の諸事項に付き自覺徹底を期せられたい。

(1) 時に關する觀念を一新すること

時の浪費は生命の浪費とも云ふべく、一度失はれた時は終生再び取返すことの出來ぬものであつて、到底金銀財寶の比に非ざる貴重なるものであるから時に關する觀念を一新すべきである。

(2) 常に時計の正確を保つこと

時間を厳守し、貴重なる時を有効に利用せんが爲には、先づ時計の正確を期しなければならない。然るに我國に於ては此時計本来の使命が甚しく闇却せられて正時を示す

者の少いのは、文明國民としての恥辱であるから常に時計を正確に保持すべきである。

(3) 生活を規則的ならしめ時間の活用に努めること

緊張せる國民生活を踐踏し、活動能率を増進せんが爲には規則正しい生活、並に時間の適切なる活用が第一である。故に執務、労働、睡眠、運動、休養、修養等に對しては一定時を定め、之を正確に履行するの時間を利用することである。

(4) 寸時の利用を有効にすること

規則正しく時間を活用する云つても、尚ほ實際に於ては僅少なる空時を生ずるものであるから、之をも有効に利用して讀書、運動、休養等に努むべきである。

(5) 訪問接客に際し時間の浪費を避くること

他人を訪問し、來客に應接する際の時間の浪費は相當甚しいものゝある。故に訪問、應接等の時刻は豫しめ定めて其の時刻を厳守すると共に、接待を簡素にして用談は元

00420

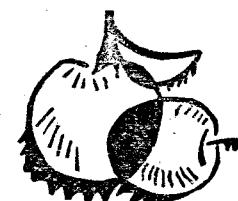
長に失せず、酒食に依る長居は廢止すべきである。

(6) 集會の時刻には必ず之を勧行すること。

多人數集會する場合の時間關係は、個人の場合とは異り社會の複雜化した今日其の影響する處極めて大である。故に集會する各個人は、多數會衆の迷惑を考へて時刻の掛引觀念を一掃し、時間勧行をなすと共に司會者は開閉時刻、議事の進行を計畫通り遂行して在來の弊風打破に意を注ぐべきである。

二 實踐事項

- (1) 一日に一度は必ず時計の正誤を調べること
- (2) 官衙、會社、工場等多人數を收容する職場に於ては、一日一度は必ず正確なる時報を行ふこと。
- (3) 一日の生活時間割を樹立すること。
- (4) 訪問、接客には前以て時刻を定めをこそ
- (5) 集會時刻の掛引を絶対に廢止すると共に閉



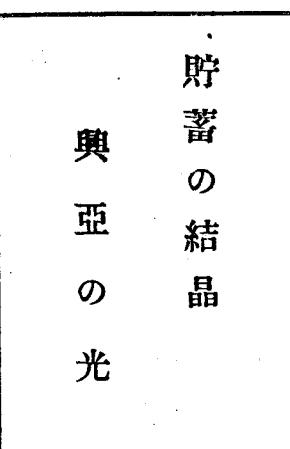
中等學校生徒

教育は「行」を通しての教育でなければならぬ。從來の教育はどうかゝるべく知識教育に偏し、教壇教育の憾がないでもなかつたが、實践による教育、勤勞による教育こそ人間教育の眞諦と云はねばならない。

今や時局の深刻化に伴つて學校生徒の集團勤勞は漸次國家の要求する農產物增産計畫、飼料仕作業に活躍したのであつた。

資源開發作業等凡ゆる部面に向つて協力活躍することとなつたのであるが、この集團勤勞による國策協力の活動も、やがては勤勞即教育の實踐教育であり、國家社會に奉する信念の體得であり、團體訓練・心身鍛錬による學校教育完成の一部面である。曩に千代川廢川埋立地に行つた鳥取市内各中等學校生徒の甘諸や玉蜀黍の植栽もこの意味によるものであるが、其の後果樹園や養蠶の農家繁忙期に入つたので先般來縣下各中等學校では餘暇を作つて職員生徒總出動してこれ等の仕事に奉仕しゐる。

即ち五月十六日より同十八日に亘つて倉吉農學校、倉吉中學校・育英中學校・倉吉商業學校・河北實業學校・倉吉高女の生徒約二千六百六十名が米子高女・淑德高女各生徒約一千六百六十名が米子市・崎津・渡・外江・餘子・大篠津・和田・日吉津・大和各村に於て養蠶又は採桑の勤勞奉仕作業に活躍したのであつた。





滿洲建設勤労奉仕隊

開拓團班鳥取隊本部出發

別項記載の「滿洲建設勤労奉仕隊」開拓團班鳥取隊本隊三十九名中先遣隊四名は、先般隊長たが、三十五名が去る六月二日池田主事補及隊醫附小田保幸氏と共に鳥取驛發列車で出發の途に上つた。

當日は午前十時三十分縣廳玄關前に勢揃ひし長田神社に參拜して奉告祭を行ひ、午前十一時三十分より縣會議事堂に於て壯行會舉行、宮城遙拜、默禱の後知事の訓辭・來賓鳥取市教育會長代理三木一中校長、郡市青年團長代理三橋豊藏氏の激勵の辭の後御守を授與せられ、隊員總

代青年學校教員養成所生徒奥山顯太郎君の答禮があつて午餐に移り、午後打合懇談を行つて記念撮影をなし、午後二時四十分縣廳を出發して鳥取驛に向ひ、同三時三十七分同驛を出發したのであるが、同隊は今後茨城縣東茨城郡河和田なる滿蒙開拓青々年勇士軍訓練所河和田分所で約七日間の準備訓練を行つて渡満し、滿洲國三江省鶴立縣東北村開拓團に入つて、播種期より約三ヶ月間汗の勤労奉仕をなす筈である。

尙今回の開拓團班鳥取隊幹部は

隊長	鳥取縣社會教育主事補
同	同
同	公立小學校訓導
同	同
同	鳥取縣公立青年學校教諭
同	同
同	山口芳治

の諸氏で、隊員は	鳥取市	二名	米子市	三名
	岩美郡	一名	八頭郡	六名
	氣高郡	三名	東伯郡	五名

西伯郡	三名	日野郡	一名
青年學校教員養成所生徒	十五名		
計	三十九名		

である。因に隊醫細田卯一郎氏（米子市錦海病院長）は一行より遅れ六月七日出發の筈である

× × ×

滿蒙開拓

青少年義勇軍

昭和十五年

第一次入所生募集



成るべく今回は應募を延して、明春に至れば年齡超過（數へ年二十歳となる者）となる者、及び明春まで待つやうならば他へ轉じたいと云ふやうな者だけが此の際應募するやうにせられたい。

一 募集締切期日	六月十五日
二 身體検査並銓衡	六月十八日午前十時半

三 場 所	鳥取縣廳（社會課）
四 内原入所期日	六月廿四日鳥取出發一日
	廿五日入所

〔備考〕

滿蒙開拓青年義勇軍を郷土中隊編成を以て年一回送出することとしてゐるが、本年度郷土中隊の編成送出後に於て義勇軍志願者があちこちにあるので、縣では青少年義勇軍送出の重要性に鑑み、左記に依つて第二次募集をなすこととなつた。

尙ほ明春郷土中隊の編成まで待機し得る者は

受験に要する往復乗車費は當日縣から支拂はれるから印鑑を携行せられたい。



河川愛護

強調標語募集

地圖に於て生命と才覚との發達する英國の根柢は、人種を活きる社會經濟として至大的關係を有し、生活と産業との重要な天然資源であります。

源であります。本縣は地勢の關係上水災が屢々
到り慘禍の追憶新なるものがあります。此の恐
るべき水害防除こそ縣民の福利増進の上に資源
愛護の上に最も重要であります。

刻下時局に鑑み、天然資源たる河川に關する
愛護精神の普及徹底を圖るに最も適切なる標語
を、左記要項に依り募集することに致しました
から多數應募せられんことを希望致します。

標語募集要項

寫眞週報第百十九號 捷載內容

卷之三

通志第百九十一 藝文志

時局と節米	(農省)
綿製品の切符制度	(商省)
學校給食の實際	(文部省)
ベルギーの聯合軍包圍する	(陸軍省)
英國の戰時體制強化	(外務省)
二千六百年史抄(二六)	(池寃)

申込用紙	官製はかり仕度比名詔入のこと
締切期日	昭和十五年六月三十日
但し當日の消印あるものは有效	
當選發表	昭和十五年七月二十日
一等	一人 拾五圓
二等	二人 各 拾 圓
三等	三人 各 五 圓
佳作	五人 記念品
但し當選標語に同一のものあるときは抽籤に依る	

二 應募方法 河川愛護に關するもの一人二
句以内